

大安協発 元(31)-18号
平成31年 4月17日

会員各位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会

「放置ボンベ撲滅」の取組成果(平成30年度)の

集計結果について(情報提供)

平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

保安3法事務連携機構おおさか事務局より、添付の『平成30年度
「放置ボンベ撲滅」の取組成果について』の情報提供を受けましたので
お知らせいたします。

【添付】

平成30年度「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

以上

平成 31 年 4 月 16 日

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会
一般社団法人大阪府 L P ガス協会
近畿高压ガス容器管理委員会
大阪高压ガス熔材協同組合

御中

保安 3 法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)

「放置ボンベ撲滅」の取組成果（平成 30 年度）の集計結果について（情報提供）

仲春の候、貴（協会・委員会・組合）におかれましてはますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は保安 3 法事務連携機構おおさかの運営に関しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府内における平成 30 年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果につきまして、ご参考までに別紙のとおりお知らせいたします。内容にご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

今後とも保安 3 法事務連携機構おおさかの運営にご協力の程よろしくお願ひいたします。

保安 3 法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)
担当 / 森本・武田 / 06-4393-6266
pa0032@city.osaka.lg.jp

平成 30 年度「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

保安 3 法事務連携機構おおさか

平成 30 年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果は以下のとおりです。

取組実施機関 府内 26 消防本部及び大阪府（高槻市）

取組集計期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

1 総括表

(1) 処理したボンベ本数

ボンベ数 合計	205	撤去数	193	所有者へ返却	112
				所有者以外の販売店が回収	29
				容器管理委員会が回収	42
				その他 A	10
				温度管理	0
				転倒防止	11
				その他 B	1

※温度管理、転倒防止又はその他が重複して該当する場合があるため、それらの合計と管理状況是正数は一致しないことがあります。

○撤去数における「その他 A」には、次の事例がありました。

- ・火災現場の共同住宅部分でボンベ 2 本（L P ガスと酸素）を発見し、所有者に承諾を取り、予防課員が販売業者に連絡のうえ処分したもの。
- ・容器に貼付されていたシールに記載の充填者が回収したもの。
- ・共同住宅のゴミ置き場に所有者不明のバルーン用ヘリウムガスボンベ 4 本が投棄されており、管理会社に連絡し、容器を適切に処理するよう依頼。管理会社から容器回収後に連絡があったもの。

○管理状況是正数における「その他 B」には、次の事例がありました。

- ・容器授受に関する帳簿管理を実施するよう指示したもの。

(2) 発見場所数

発見場所数 合計	69	事業所数	45	工場・作業場	17
				飲食店	0
				廃品回収・処分事業所	0
				その他 C	28
		空地・道路 ・河川等 数	24		

○容器の発見場所の「その他C」には、次のとおり様々な場所で発見されています。

個人宅、個人住宅の敷地内、一般住宅、一般住宅居室内（3か所）、自宅の倉庫内、共同住宅（長屋）、空き家、駐車場（貸ガレージ）、野外保育施設駐車場内、共同住宅のゴミ置き場、市指定ゴミ置き場、公園内の台風21号のゴミ集積場、一般事業所居室内（1か所）、解体業者の事務所及び回収資材置場、冷蔵倉庫の事務所、運送会社、解体業者、物品販売店舗、物販店の敷地内や屋上、スーパー、液化石油ガス販売事業者（容器置場内）、消防署倉庫内、市役所環境業務課、火災現場の共同住宅1階の庭

2 ボンベ別

「放置ボンベ撲滅」の取組において、**撤去したボンベの本数**をガス種・状態別に集計

	ガス種別 本数	状態別				
		さび	変形	長期間存置	投棄	その他
酸素	32	18	0	25	3	1
炭酸ガス	6	1	0	5	1	0
アセチレン	21	12	0	15	3	0
L P ガス	58	25	1	48	9	0
その他	71	7	0	60	6	1
不明	5	3	1	4	3	0

※状態別はそれぞれ重複して該当する場合があるため、それらの合計とガス種別本数は一致しないことがある。

3 覚知・発見場所・対応別

「放置ボンベ撲滅」の取組において、**撤去したボンベの本数**を覚知・発見場所・対応別に集計

覚知別	発見場所別	対応別				
		所有者へ 返却	所有者以外 の販売店が 回収	容器管理 委員会が 回収	その他	
立入検査	事業所	工場・作業場	27	6	1	0
		飲食店	0	0	0	0
		廃品回収・処分事業所	0	0	0	0
		その他	27	0	18	1
その他 職員発見 ・通報等	事業所	工場・作業場	2	1	1	0
		飲食店	0	0	0	0
		廃品回収・処分事業所	0	0	0	0
		その他	38	16	8	3
	空地・道路・河川等	21	10	9	4	

4 経緯等

容器の放置から発見・通報に至るまで、府内で次のような事例がありました。

- 数年前に地域連合振興町会長が公園前の歩道上に放置されていたLPガスボンベ2本を危険と感じ、公園内に移動していたが、放置ボンベの撲滅運動を聞き、消防署に通報した。
- 事業所内において業務外の湯沸しに使用していたLPガスボンベが放置されていたもの。高圧ガス・施設の点検時に点検業者からの指摘により発見、通報したもの。
- 事業所内において従業員が充填用冷媒ガス容器を放置していたもの。消防職員が立入検査で発見。
- 貸ガレージの占有者と半年程連絡が取れなくなったため所有者がガレージを確認すると酸素容器5本とアセチレン容器1本が放置されていた。暑くなると危ないと思い消防署に連絡した。
- 以前に建っていたアパートで使用していたと思われるLPガスボンベが、隣接の作業場に投棄されたもの。関係者から消防へ通報。
- 自宅の裏側(通報者宅敷地外)を清掃中にアセチレン容器を発見し、通報したもの。
- ホテル前の路上に液化炭酸ガスボンベが放置されていたもの。ホテル従業員が確認し、対応に苦慮し、消防署へ処分方法について相談があったもの。
- 河川敷に酸素容器が放置されていると警察に匿名の電話があり、消防署へ連絡があったもの。
- 建物解体後の更地に放置されているボンベ(酸素4本、アセチレン1本)を職員が発見したもの。
- イベント後不要になったヘリウムボンベ(3本)を従業員が誤って事務所へ持ち帰ってしまったもの。消防隊が立ち入り検査時に発見。
- 路上でフルオロカーボン容器の不法投棄。消防職員がパトロール中に容器を発見・通報。
- 食品工場でフルオロカーボン容器が放置されていたもの。査察中の消防職員が容器を発見・通報。
- 空地でLPガス容器の不法投棄。消防団員が容器を発見・通報。
- 自動車整備作業場の跡地で、所在不明のアセチレン容器が放置。査察中の消防職員が発見・通報。
- 路上でアセチレン容器の不法投棄。消防職員がパトロール中に容器を発見・通報。
- 路上で窒素容器の不法投棄。通報を受けた自治推進課職員が容器を発見・通報。
- 路上でLPガス容器、アセチレン容器の不法投棄。消防職員がパトロール中に容器を発見・通報。
- 警備担当者が事業所関係者からLPガスの処分に困っていると立入検査で相談を受け発見した。
- 事業所の敷地に液化炭酸ガス、酸素、アセチレン、LPガス容器が長期間不法投棄されており、事業所から連絡を受けた建設局指導監察課より消防へ連絡があり発見した。
- 事業所関係者から酸素容器を誤って持って帰ってきたと職員が立入検査時に聴取し発見した。
- 個人宅で以前家族が管理していたLPガスボンベが使用されずに長期間存置。処理方法がわからぬと通報があったもの。
- 商業施設で発生した火災に伴い立入検査を実施した際に、LPガスボンベを消防職員が発見したもので放置等の経緯は不明。
- 倉庫の立入検査の際に、LPガスボンベを消防職員が発見したもので放置等の経緯は不明。
- 市指定のごみ置き場に、何者かがLPガスボンベを不法投棄。目撃した市民が通報。
- 空き地に放棄されたLPガスボンベを管内走行中の消防職員が発見。
- 事業所が使用していたLPガスボンベであるが、ボンベが錆び販売店連絡先も分からぬいため放置していたもの。事業所の担当者が、当管内の広報紙を見て「放置ボンベがあります」と連絡。
- 消防署敷地内の倉庫から長期間放置されていたLPガスボンベを発見。
- 貸家にアセチレン及び窒素ボンベが放置されたまま借主と音信普通となつたため、貸主が自宅に持ち帰り保管していたところ、貸主の息子が当該ボンベを発見し、処分するため消防へ通報したもの。
- 自宅の倉庫内において親の遺品を整理していたら古いLPガスボンベが出てきたため、処分に困り通報をしてきたもの。通報者の親が亡くなつてから放置状態になつていたもの。
- 物販店の敷地内や屋上に使用済みの空調用フロンガス容器が放置されていたもの(誰が放置したかは不明)。
- 共同住宅や一軒家におけるLPボンベ閉栓後の未回収。

- 公園内（台風21号のゴミ集積場）に放棄されている容器を発見した付近住民から通報。
- 地水利調査中に空地に放置されていた容器を消防職員が発見。
- 個人住宅の敷地内に5年程前から放置。付近は工場地帯であり、気づいたら放置されていたがどこに連絡していいかわからなかったもの。
- 自治会の催し等で使用後、自社工場に放置。立入検査時に発見。
- スーパーに冷媒ガスをストックするも、長期間放置。立入検査時に発見。
- 居住者が仕事で酸素ボンベとLPガスボンベを購入し庭に放置。火災が発生した際に発見。
- 貸ガレージと隣接建物の間に5本のボンベを不法投棄される。自身の敷地内であったため、消防本部に相談。
- 十数年前に営んでいた工場を廃業した際、使用していたボンベ（酸素ガス5本、アセチレンガス2本）を返却せず、私有地の屋外にチェーンで転倒防止措置をした状態で十数年間放置していたもの。当市消防職員が、管内を地水利調査中に放置ボンベを発見した。
- 過去に露天商をしていた者が、販売店に容器を返却せずに自宅の居室内に保管していたもの（LPガス容器8本）。火災により消防職員及び緊急対応を行ったLPガス事業者が発見したもの。
- 過去に液化石油ガス販売店を行っており、廃業した際に廃棄せずに、自宅に保管していたもの（LPガス容器2本）。市・町報に記載されている放置ボンベ撲滅週間実施の記事を見て、通報したもの。
- 空地を管理する事業所の社員が、草刈り作業中に容器が投棄されているのを発見し通報したもの（不明容器1本）。
- 公園管理事務所職員が公園の磯場沖で浮遊物を発見し、回収したところ高圧ガス容器であることが判明したため、通報があったもの。
- 一般廃棄物の一時集積所内において、関係者の巡回により発見し通報したもの。（酸素容器1本）
- 過去に販売店から借りていたが、販売店が廃業したものの回収されないまま、自宅のガレージにて保管されていたもの（LPガス容器4本）。居住者が市・町報に記載されている放置ボンベ撲滅週間実施の記事を見て、通報したもの。
- 所有の空地において、ボンベが放置されているのに気付いていたが、どのように処理すればわからなかつたため、放置していたもの（アセチレンガス容器1本）。市・町報に記載されている放置ボンベ撲滅週間実施の記事を見て、通報したもの。
- 検査器具の購入時に付属の容器が空になつたため新たにガスを購入したが、その業者と検査機器購入時の業者が異なつたため、空容器を引き取つてもらはず、処分に苦慮していたもの（炭酸ガス容器1本）。立入検査時に発見。
- 付近住民から空き地に放置ボンベがあると通報があつたもの。（LPガス容器1本）
- 資材置場での油漏れ事案において、現場調査した際、放置ボンベ（酸素ガス5本、アセチレンガス1本、LPガス6本、フロンガス2本）を発見したもの。経緯等詳細不明。
- 粗大ゴミ集積場で、LPガス容器2kg1本が他の粗大ゴミとともに放置されていたもの。地域住民から容器が放置されている旨の通報を受ける。
- 共同住宅のゴミ置き場にバルーン用ヘリウムガスボンベ4本が投棄されていたもの。市民から危険ではないかと通報がある。
- 路上にヘリウムガス容器放置されている旨の通報が通行人より警察署に入る。容器は大阪府内の不動産屋から盗難されたもの。
- 自動車整備作業所の開所当時に店主が溶接用に液化炭素ガスボンベとアセチレンガスボンベを使用、空になり放置していたもの。立入検査時に作業所の隅にホコリを被つた状態でかなりの長期間放置されていたもの。
- 月極駐車場内にてアセチレンガス容器及び酸素ボンベが放置。署員が管内巡回中に発見した。
- 池の堤にて充填ガス不明容器が放置。市民が放置ボンベを発見し消防署へ連絡した。
- 野外保育施設駐車場内にてLPガス容器2本が放置。市民がボンベを発見し消防署へ連絡した。

以上となります。